

第 8 5 回全日本学生ヨット選手権大会

NOTICE TO COMPETITORS

Notice Number: 6
Posted: 28 October 2020, 16:30
Subject: SAILING INSTRUCTIONS Amendment #3

●SI 1.4 以下に修正

1.4 付則 P の「セール番号」を「識別番号又はセール番号」に置き換えて適用する。これは付則 P1 を変更している。

●SI 1.7 以下に修正

1.6 【SP】は、レース委員会又はテクニカル委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会は抗議することもでき、その場合には審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これは、規則 63.1、付則 A5 および付則 A11 を変更している。

●SI 15.1 以下に修正


15.1 抗議書は、大会 web サイト**またはプロテスト事務局**で入手できる。抗議または救済や審問再

開の要求は適切な時刻までにプロテスト事務局に提出（プロテスト受付 E-mail:

interco2020protest@gmail.com に抗議書をメール添付・写メ可）しなければならない。

●SI 15.4 以下に修正

15.4 **審問**の当事者又は証人として指名されたもの、審問の種別（オンライン、オンサイト）、審問開

始時刻を知らせるため、抗議締切時刻後 20 分以内に通告を大会 web サイトや、大会  LINE オー

プンチャットに掲示する。オンラインの場合、Zoom URL 等の詳細は、抗議受付後メールにて連絡され

る。

●SI 15.9 **削除**

●SI 23.7 以下に修正

23.7 支援艇は、最初にスタートするクラスの**準備**信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするか若

しくはリタイアするか又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレ

ースをしているエリアの外側にいなければならない。またスタート・ラインの延長線上にはならない。（【添

付図 D】参照のこと。）

●SI【添付図 D】 以下に修正

SI 23.7 に規定する「艇がレースをしているエリア」

米谷 淳

Race Officer